

大磯町暴力団排除条例の一部を改正する条例

大磯町暴力団排除条例（平成 24 年大磯町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 32 条の 2 第 1 項」を「第 32 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 53 号）の施行の日から施行する。

平成 24 年 9 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄